

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その日は、その翌日)

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和三十九年四月鳥取県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項ただし書中「当該財産の譲渡を受けたものが公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である」を「他の地方公共団体その他公共団体若しくは教育若しくは社会事業を営む団体に譲渡する場合又は公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二十四条第一項の規定により県営住宅等を入居者に譲渡する場合若しくは同条第三項の規定による用途の廃止により生じた土地を当該廃止に係る県営住宅の入居者に譲渡する」に、「その代金」を「当該譲渡を受ける者がその代金」に改める。

第三十一条中「次の各号に掲げる利率」を「年六・五パーセント（教育又は社会事業を営む団体で当該財産を営利の目的とし、又は利益をあげる用途に供する場合にあつては、年七・五パーセント）」に改め、各号を削る。

第三十四条第一項中「納付しなければ」を「納付させなければ」に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

目 次
◆規 則 鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則
◆告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるものとみなされる旨の申出の受理
◆告 示 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされる旨の申出の受理
◆告 示 計量器の定期検査の実施
◆告 示 解除予定の保安林
◆告 示 土地改良法による換地処分
◆告 示 公有水面の埋立ての免許
◆告 示 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

告示

の登録に關する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第二百三十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名 アド調剤薬局	所 在 地	申出の受理の年月日
岡本歯科医院	米子市東町三五 米子市加茂町二丁目二六	昭和五十四年三月一日 "

鳥取県告示第二百三十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
中原博子	鳥国薬第三九三号	昭和五十四年二月二十三日

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

鳥取県告示第二百三十三号

療養取扱機関名 アド調剤薬局	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
岡本歯科医院	米子市東町三五 米子市加茂町二丁目二六	全国	昭和五十四年三月一日
	"	"	"

鳥取県告示第二百三十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、八頭郡及び東伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和五十四年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第一百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十四年四月十六日から 当該計量器の所在の場所

昭和五十五年三月三十一日まで 計量法第一百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

二 計量法第一百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期間 実施区域 実施場所

昭和五十四年四月十六日 午前十時から 若桜町 若桜町山村開発センター

四月 十七日 午前十時から 午後三時まで 八東町 丹比小学校

四月 十八日 午前十時から 午後二時まで 船岡町 船岡町公民館

四月 十九日 午前十時から 午後三時まで 郡家町 郡家中央公民館

四月 二十日 午前十時から 午後二時まで 河原町 河原町役場

四月 二十三日 午前十時から 午後三時まで 用瀬町 用瀬町農業協同組合
共同選果場

四月二十四日 午前十時から 午後二時まで 佐治村 佐治小学校

四月二十五日 午前十時から 午後三時まで 智頭町 智頭町役場

五月 七日 泊村 泊村役場

五月 八日 東郷町 東郷町役場

五月 九日 羽合町 羽合町選果場

五月 十日 三朝町 三朝町山村開発センター

五月 十一日 午前十時から 午後二時まで 関金町 関金町山村開発センター

鳥取県告示第二百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字猿力才七八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る吉尾地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百三十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十四年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十四年三月五日

二 免許を受けた者の名称及び代表者の氏名並びに住所

鳥取造船工業株式会社代表取締役社長 石黒松雄

三 埋立区域

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番二六五及び一三九〇番二六六地先

(一) 位置

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番二六五及び一三九〇番二六六地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び10の地点と1の地点とを結ぶ高水位（T・Pプラス一・七七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 鳥取港燈台（北緯三五度三一分二三秒東経一三四度一分一二秒。以下「A地点」という。）から一二五度一五分三七秒一、〇六〇メートルの地点

2 A地点から一二〇度〇六分四九秒九九八メートルの地点

3 A地点から一一七度一八分二八秒一、〇八六メートルの地点

4 A地点から一二四度五四分五四秒一、二九一メートルの地点

5 A地点から一二五度四〇分四二秒一、二四八メートルの地点

6 A地点から一二五度一一分〇二秒一、二二九メートルの地点

7 A地点から一二五度三一分二九秒一、二二七メートルの地点

8 A地点から一二三度二五分二九秒一、一五六メートルの地点

9 A地点から一二四度〇八分一四秒一、一三五メートルの地点

10 A地点から一二三度〇一分二六秒一、一二三メートルの地点

(三) 面積

二〇、四二一・〇〇平方メートル

(四) 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番二六五及び一三九〇番二六六地先の陸域及び公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びトの地点とイの地点とを直

線で結んだ線により囲まれた区域

イ A地点から一三五度二三分五四秒一、一六八メートルの地点
 ロ A地点から一二七度一四分〇五秒一、〇二二メートルの地点
 ハ A地点から一二五度四五分一四秒一、〇五一メートルの地点
 ニ A地点から一一九度三五分四八秒九七八メートルの地点
 ホ A地点から一二六度三三分五四秒一、〇七九メートルの地点
 ヘ A地点から一二四度〇一分〇九秒一、二九四メートルの地点
 ト A地点から一二七度二二分四七秒一、三六六メートルの地点

(二) 面積

七一、一八五・〇〇平方メートル

五 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

鳥取県告示第二百三十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年三月二十二日から施行する。

昭和五十四年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

鳥取南支店

鳥取市元町

を 「鳥取南支店」 鳥取市若桜町 に改める。